

2021年10月11日 全16頁

2012～2020年の家計実質可処分所得の推計

第2次安倍政権・菅政権下で30代の実質可処分所得が大きく伸びる

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 渡辺 泰正

[要約]

- 2012年～2020年の賃金統計等をもとに、5つのモデル世帯を設定し、第2次以降の安倍政権・菅政権下の家計の実質可処分所得の推移を推計した。
- 2019年から2020年にかけては、特別定額給付金の支給により5ケース中4ケースで実質可処分所得が増加していた。ただし「20代単身男性」のケースでは実質可処分所得が減少していた。特別給付金は世帯人数当たりの定額給付であったため、失業・休業となった世帯のほか、就業を継続していても単身世帯（特に残業代減少幅の大きかった男性）において賃金下落分等を特別給付金で補いきれなかった世帯も少なくないとみられる。
- 特別給付金を除くと、2020年の実質可処分所得は5ケース中4ケースで前年比で減少したが、5ケース中3ケースは2012年と同等以上の水準に留まった。「30代4人世帯」のケースでは、特別給付金を除いてもなお2019年より実質可処分所得が上昇し、かつ、2012年時点よりも4.6%高い水準にある。30代においては、幼児教育無償化による実質可処分所得の増加分が大きく、かつ、賃金も大きく上昇した。すなわち、現在の30代にとって第2次以降の安倍政権・菅政権の政策による恩恵が大きかったものといえる。
- 20代男性の実質可処分所得の落ち込みは一時的なものである可能性もあるが、40代の実質可処分所得の伸び悩みはコロナ禍前からのトレンドとなっている。

[目次]

はじめに～推計の見方	2ページ
1. 推計結果の概要	3ページ
2. 賃金・就業率の動向	5ページ
3. ケース別の実質可処分所得の変動要因	10ページ
おわりに～第2次以降の安倍・菅政権下の家計の振り返り	13ページ
(補論) 前回試算からの変更点	14ページ
(参考) 推計結果表	16ページ

はじめに～推計の見方

モデル世帯における「実質可処分所得」を見ることの重要性

本レポートでは、2020年分までの賃金・物価等の統計をもとに、第2次以降の安倍政権・菅政権下の2012年から2020年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を推計する¹。

家計の暮らし向きを判断する際に、本レポートでは「実質可処分所得」という指標を用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差引き、手当等(児童手当など。2020年は1人10万円の特別定額給付金を含む²)を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

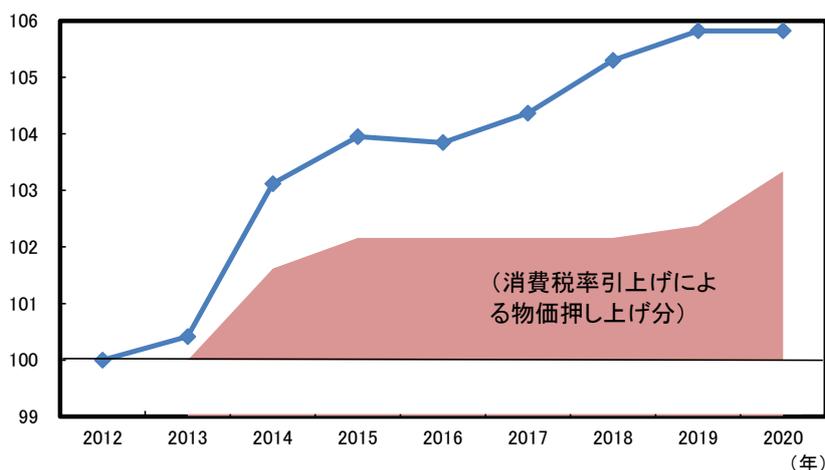
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当等}$$

さらに、可処分所得から物価変動の影響を取り除き(2012年を基準として³)、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年(2012年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」(税込みの値)を用いた。CPI総合は2012年から2020年にかけて5.82%上昇しており、うち3.34%ptが消費税増税によるもの(大和総研試算)、2.48%ptが消費税増税以外の要因によるものである(図表1)。2019年から2020年にかけては、消費税率10%の通年化が物価の押し上げ要因となっているが、税抜きの物価は下落したため、結果として税込みの物価は2019年と2020年で同値となった。

図表1 消費者物価指数(CPI)総合の推移(2012年=100)



(出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

¹ 是枝俊悟「安倍政権下の家計の実質可処分所得の変遷」(2020年10月2日、大和総研レポート。以下、前回レポート)の更新版である。

² 推計では、各年齢階級において平均的な所得を得る世帯が受けられる給付として、他に、臨時増額の児童手当、幼児教育無償化による保育料軽減額を考慮した。他方、高等教育無償化など平均的な所得を得る世帯が対象とならない給付は考慮していない。

³ 前回レポートでは基準年を2011年としていたが、本レポートでは基準年を2012年に変更した。

モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、ケース数を絞りつつ現役世代のうち幅広い年齢・性別の賃金動向をカバーするため、①20代単身男性、②20代単身女性、③30代4人世帯、④40代4人世帯、⑤50代4人世帯の5ケースとした⁴。③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級（10歳刻みの範囲）に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の図表2のように設定した。

働き方については、夫(男性)については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率の違いがあまり見られないため、全員を「フルタイム」と設定した。妻(女性)については、年齢階級ごとに就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、②20～24歳単身女性は「フルタイム」とする一方、③～⑤においては「フルタイム」「パートタイム」「専業主婦」の3ケースを想定した上で、それぞれのケースの構成比（図表2の算式で推計）でウェイトをつけて加重平均した。それぞれのケースにおける給与水準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における男女別・年齢階級別・フルタイム/パートタイム別の各年の平均額を用いた。

図表2 本レポートにおけるモデル世帯の設定

ケース No.	ケース名	(夫婦の) 年齢	子どもの 年齢	夫(男性)の 働き方	妻(女性)の 働き方	加重平均時の ウェイト
①	20代単身男性	20代	-	フルタイム	-	-
②	20代単身女性			-	フルタイム	-
③	30代歳4人世帯	30代	4歳と 1歳	ケース3A～3Cを下記ウェイトで加重平均		
3A	30代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
3B	30代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
3C	30代歳片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率
④	40代歳4人世帯	40代	小6(12歳) と 小3(9歳)	ケース4A～4Cを下記ウェイトで加重平均		
4A	40代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
4B	40代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
4C	40代片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率
⑤	50代4人世帯	50代	大2(20歳) と 高2(17歳)	ケース5A～5Cを下記ウェイトで加重平均		
5A	50代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
5B	50代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
5C	50代片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率

(注1)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」を「フルタイム」、「短時間労働者」を「パートタイム」とみなす。

(注2)「女性就業率」は総務省統計局「労働力調査」による。

(注3)「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

(出所)大和総研作成

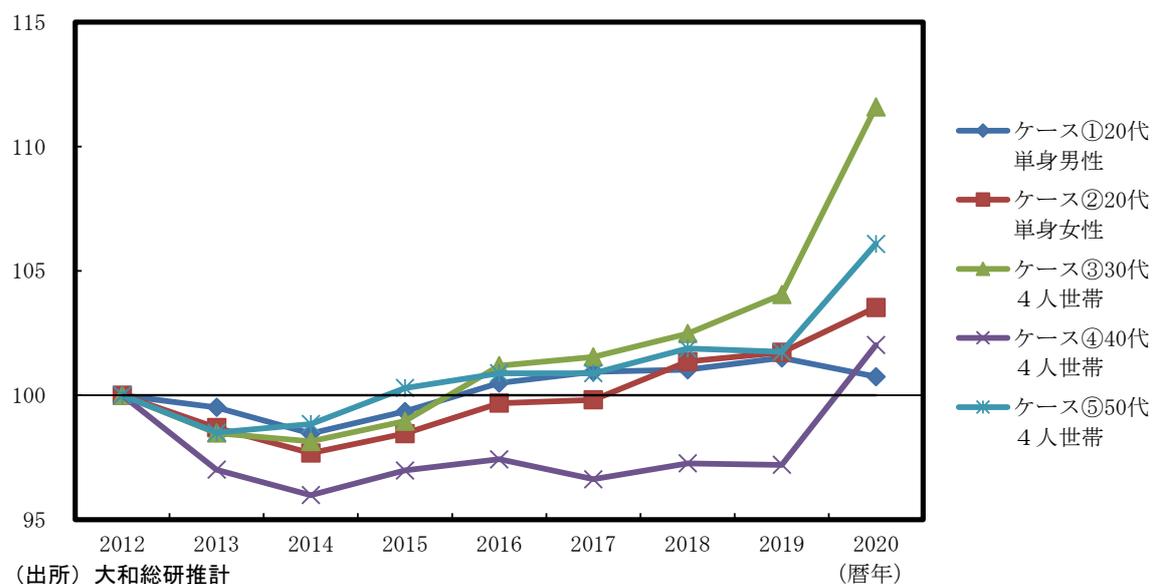
1. 推計結果の概要

全体のトレンド

モデル世帯別の2012年を基準とした実質可処分所得の推移は次の図表3のように推計された（各モデル各年の金額詳細については16ページの参考図表を参照）。

⁴ 前回レポートでは10歳代ごとの前半を代表としてモデル世帯に設定していたが、今回のレポートではより幅広い世代をカバーするために10歳代ごとにモデル世帯を設定し直した。

図表3 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2012年=100とした指数)【特別給付金を含む】



①～⑤までの5つのケースを概観すると、2012年から2014年にかけては世帯年収の増加が消費税率引き上げなどによる負担の増加に追いつかず実質可処分所得が減少傾向にあった。しかし、2014年から2019年にかけては負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加するトレンドにあった。

2019年から2020年にかけては、コロナ禍で賃金や(女性の)就業率が低下したこと、および消費税率10%が通年化したことが実質可処分所得の下落要因となったが、1人あたり10万円の特別定額給付金の影響が大きく、ケース②～⑤で実質可処分所得が増加した。特に、幼児教育無償化の通年化の影響も受けたケース③(30代4人世帯)では前年比7.3%増の高い伸びを示した。他方、ケース①(20代单身男性)では特別定額給付金でコロナ禍の賃金下落などのマイナス要因を補いきれず、前年比0.7%減となった。

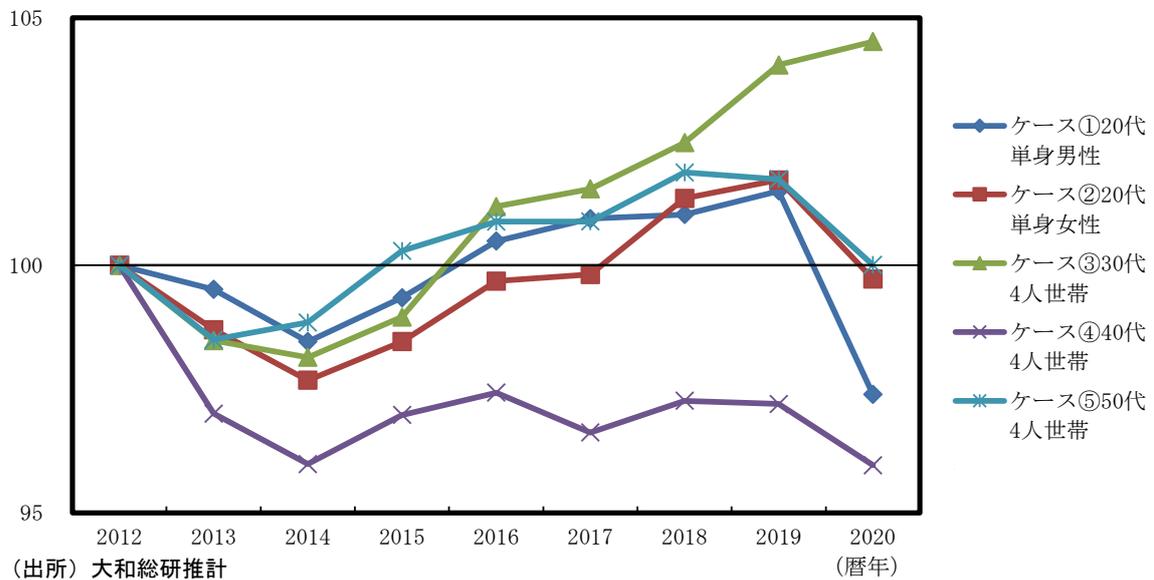
全体としてみれば特別定額給付金の支給により2019年から2020年にかけて実質可処分所得が増えた世帯が多いものとみられる。ただし、特別定額給付金は世帯人数あたりの給付であるため、失業・休業となった世帯のほか、就業を継続していても単身世帯(特に残業代減少幅の大きかった男性)において賃金下落分等を特別定額給付金で補いきれなかった世帯も少なくないものとみられる。

なお、特別定額給付金(および児童手当の臨時加算)はコロナ禍における特例的な給付であり、恒常的に続けられるものではない。他方で、コロナ禍における賃金の落ち込みは2021年現在も継続していることが考えられる。これらを踏まえ、2020年の実質可処分所得につき特別給付金(児童手当の臨時加算を含む)を除いて算出したものが図表4である。

図表4を見ると、ケース③(30代4人世帯)を除く4つのケースで2020年に実質可処分所得が急落し、2012年以下の水準まで落ち込んでいることが分かる。他方、ケース③(30代4人世帯)においては、特別給付金を除いてもなお2019年より実質可処分所得が上昇し、かつ、2012

年時点よりも 4.5%高い水準となっている。

図表4 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2012年=100とした指数)【特別給付金を除く】



30代においては、幼児教育無償化による実質可処分所得の増加分が大きく、かつ、(2019年から2020年にかけては落ち込んだものの)2012年から2020年にかけての(女性就業率上昇を伴う)賃金上昇も大きかった。すなわち、現在の30代にとって第2次以降の安倍政権・菅政権の政策による恩恵が大きかったものといえる。

20代男性の実質可処分所得の落ち込みは一時的なものである可能性もあるが、40代の実質可処分所得の伸び悩みはコロナ禍前からのトレンドとなっており政策的対応が求められる。

2. 賃金・就業率の動向

実質可処分所得の説明要因となる賃金と就業率について、動向を解説する。

20代・30代は2015年頃の水準に逆戻り、40代は2012年の水準を下回る

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による2012年から2020年までの男性・一般労働者の平均年収の動向は、次の図表5に示される。

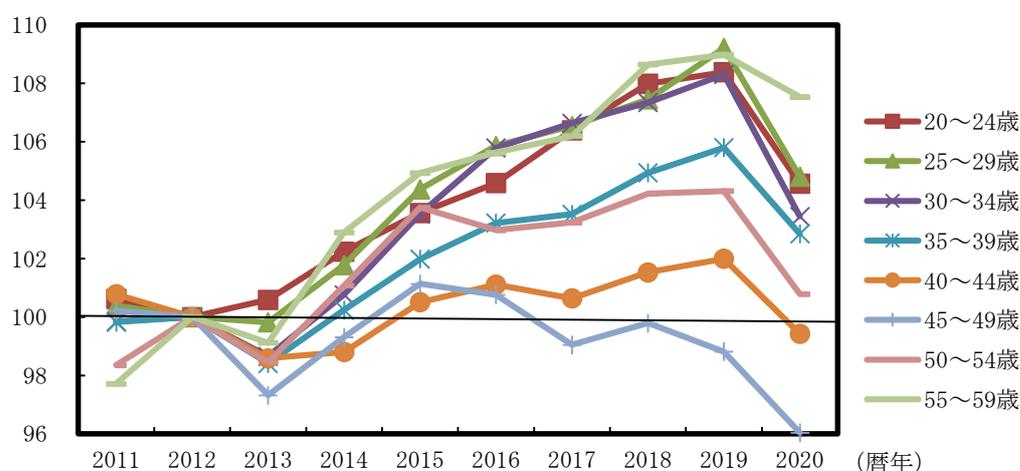
図表5でまずコロナ禍前の2012年から2019年にかけての変化を見ると、40代とそれ以外の年代ではっきりと分かれていることが分かる。2012年から2019年にかけて、20代・30代・50代では4.3%~9.2%増加している一方、40~44歳では2.0%の微増に留まり、45~49歳では1.2%減少している。

2019年から2020年の変化を見ると、20~54歳にかけて2%~4%台の減少となっていた。こ

これはコロナ禍の営業縮小や働き方の変化に伴って、超過労働時間が大幅に縮小し残業代が減少したことによる影響が大きい⁵。2020年の年収の水準は20～30代では2015年頃の水準に逆戻りし、40代では2012年の水準を下回った。

55～59歳は減少率が1.3%と他の年代と比べて相対的に小さかった。これは55～59歳では管理職や役員などの比率が高く労働時間と年収が連動しにくかったことが要因と考えられる（後掲図表8を参照）。

図表5 男性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(2012年=100)



(注) 年収＝「きまって支給する現金給与額（月額）×12＋年間賞与その他特別給与額」
 (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

50～54歳と55～59歳の年収の差はほぼなくなった

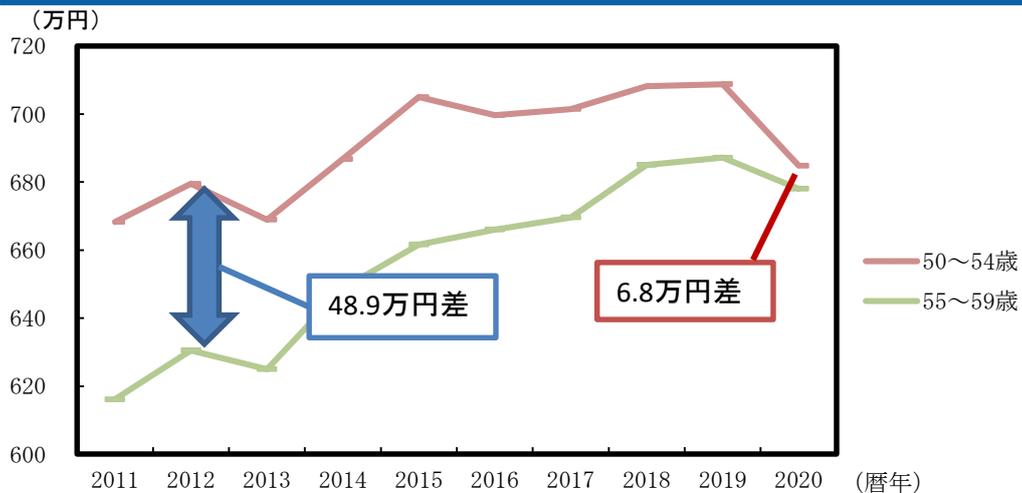
50～54歳と55～59歳について平均年収の推移を実額で示したものが図表6である。

これまで、55歳を超えると役職定年等によって平均年収が下がることが一般的であり、2012年時点では50～54歳と55～59歳の平均年収には48.9万円の差があった。しかし、2012年から2019年にかけて55～59歳の平均年収の伸び率は50～54歳よりも高く、2019年から2020年においては、55～59歳の平均年収の下落は50～54歳よりも緩やかだった。この結果、2020年時点では平均年収の差は6.8万円まで縮小している。

2019年から2020年にかけての変化は一過性のものである可能性もあるが、2020年時点では、50～54歳と55～59歳の年収の差はほぼなくなったものといえる。

⁵ 賃金構造基本統計調査は、毎年6月に、原則月18日以上勤務者を集計の対象としている。このため、特殊要因である休業者・雇用調整助成金の影響が含まれない点には留意が必要である。

図表6 男性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(実額)



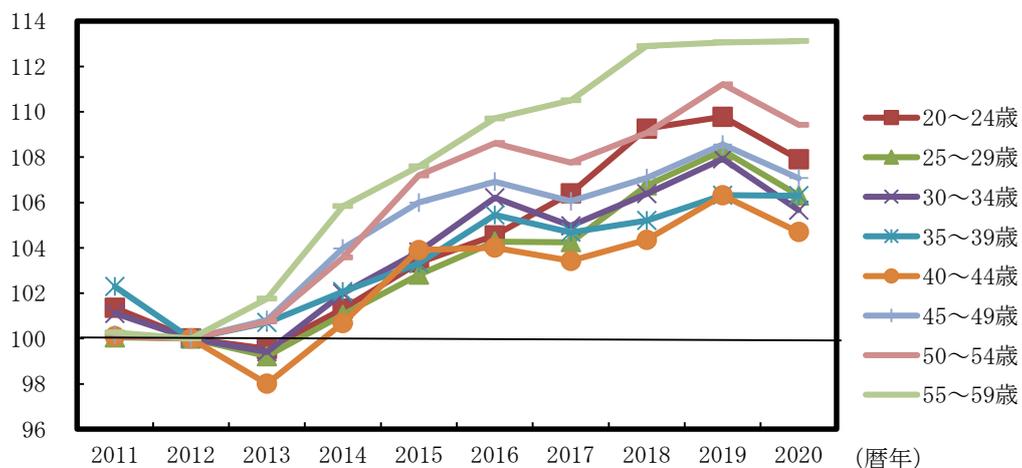
(注) 年収 = 「きまって支給する現金給与額 (月額) × 12 + 年間賞与その他特別給与額」
 (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

女性一般労働者は1年分の賃上げを失う程度の緩やかな減少

女性一般労働者の平均年収は、男性と異なり、2012年から2019年にかけてどの年齢階級でも増加していた。

2019年から2020年にかけての変化をみると、20～54歳にかけて0%～2%台の減少となり、2020年の平均年収は概ね2018年の水準と同程度である。2020年において同年代の男性一般労働者が4年分かそれ以上の賃上げに相当する年収を失ったのに対し、女性一般労働者は1年分の賃上げに相当する年収を失う程度の緩やかな減少に留まった。

図表7 女性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(2012年=100)



(注) 年収 = 「きまって支給する現金給与額 (月額) × 12 + 年間賞与その他特別給与額」
 (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

コロナ禍で男女の超過労働時間・残業代が急接近

2019年から2020年にかけての男女の一般労働者の超過労働時間と残業代の変化を示したものが図表8である。

図表8 2019年から2020年にかけての超過労働時間・残業代の変化

年齢	男性						女性					
	超過労働時間(時間/月)			残業代(千円/月)			超過労働時間(時間/月)			残業代(千円/月)		
	2019年	2020年	変化幅	2019	2020	変化幅	2019	2020	変化幅	2019	2020	変化幅
20～24歳	18	12	-6	62.7	22.5	-40.2	10	7	-3	17.4	13.0	-4.4
25～29歳	20	14	-6	80.5	29.9	-50.6	11	8	-3	22.3	17.3	-5.0
30～34歳	20	14	-6	85.0	33.2	-51.8	9	7	-2	20.4	16.5	-3.9
35～39歳	19	14	-5	82.8	34.6	-48.2	8	6	-2	18.4	15.4	-3.0
40～44歳	17	13	-4	74.1	31.9	-42.2	8	6	-2	18.2	14.5	-3.7
45～49歳	15	12	-3	69.2	31.0	-38.2	8	6	-2	18.9	15.2	-3.7
50～54歳	13	10	-3	68.1	27.2	-40.9	8	6	-2	17.5	14.4	-3.1
55～59歳	12	9	-3	22.4	23.1	0.7	7	5	-2	15.8	12.2	-3.6

(注) 男女いずれも一般労働者の値。「きまって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の差額を残業代とした。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

2019年においては、超過労働時間と残業代の水準は男女で大きく乖離していた。例えば、30～34歳では、超過労働時間は男性の月20時間に対し、女性は月9時間と月11時間差、残業代では男性が月80.5千円に対し、女性は月20.4千円と月60.1千円差があった。

2019年から2020年にかけて、男女とも超過労働時間と残業代が減少したがその減少幅は女性の方が小さかった。例えば、30～34歳では、超過労働時間は男性の6時間減に対し女性は2時間減、残業代は男性の51.8千円減に対し女性は3.9千円減に留まった。

この結果、男女の超過労働時間・残業代の水準は急接近した。例えば、30～34歳では超過労働時間の男女差は月11時間差から月7時間差へ、残業代の男女差は月64.6千円差から月16.7千円差に縮小した。

コロナ禍において男女の「働き方」と「(残業代を含む)賃金水準」が急接近したことは、職場(企業側)と家庭(労働者側)の双方において男女の役割意識を見直す契機となりうる。リモートワークの普及などコロナ禍を経て日本人の働き方にも大きな変化が生じており、コロナ禍の「緊急事態」が明けても男女の超過労働時間や残業代の差は以前の水準には戻らない可能性も考えられる。

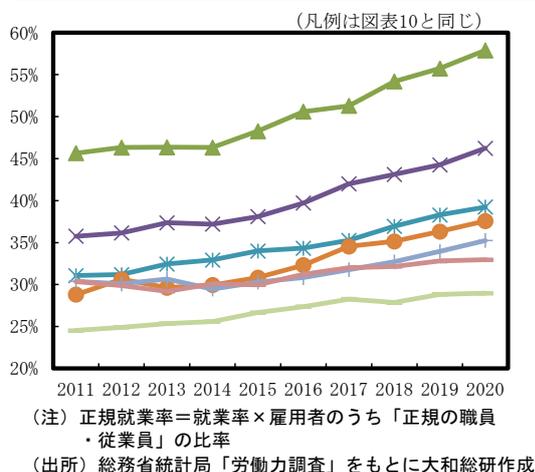
正規雇用増加のトレンドは続くが、非正規雇用は減少した

総務省「労働力調査」によると、2019年から2020年にかけて男女とも正規雇用者はそれまでのトレンドを引き継いで増加傾向を示した。しかし、非正規雇用者は2019年から2020年にかけて男女とも大きく減少し、特に女性で顕著となった。このことは、企業としてコロナ禍の営業縮小の際に主に女性の非正規雇用者を減らすことで雇用調整を行ったことが示唆される(非正

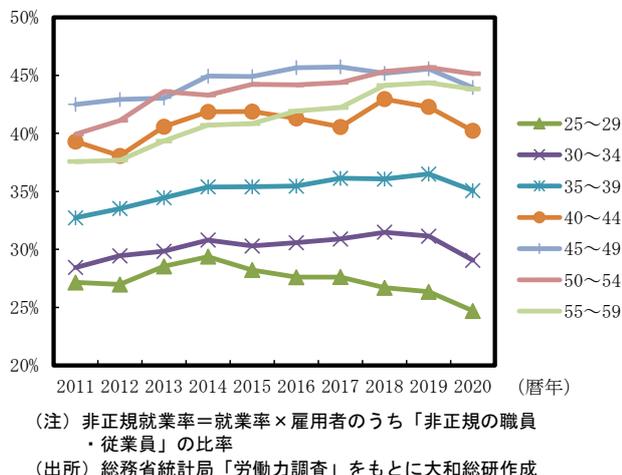
規雇用者の中でも男性よりも女性の雇用が大きく減ったのは、サービス業など新型コロナウイルスの影響をより大きく受けた業種に女性の雇用者が多かったことが理由と考えられる。

図表9・図表10は、女性の年齢階級別の正規・非正規別の就業率の推移である。

図表9 女性の年齢階級別正規就業率の推移



図表10 女性の年齢階級別非正規就業率の推移



図表9を見ると、女性の正規就業率はどの年齢階級でも2012年から2019年にかけて上昇トレンドとなっており、2019年から2020年においてもそのトレンドは継続していることが分かる。

図表10を見ると、女性の非正規就業率も(25～29歳を除いては)2012年から2019年にかけて上昇トレンドとなっていたが、2019年から2020年においてはそのトレンドが続かず、低下していることが分かる。

2019年から2020年にかけての年齢階級別の女性就業率の変化を詳しく見たものが図表11である。

図表11 2019年から2020年にかけての女性就業率の変化

年齢	就業率(%,%pt)			うち正規(%,%pt)			うち非正規(%,%pt)		
	2019年	2020年	変化幅	2019	2020	変化幅	2019	2020	変化幅
25～29歳	82.1	82.6	0.5	55.7	57.9	2.2	26.4	24.7	-1.7
30～34歳	75.4	75.3	-0.1	44.3	46.2	2.0	31.1	29.1	-2.1
35～39歳	74.8	74.3	-0.5	38.3	39.2	0.9	36.5	35.1	-1.4
40～44歳	78.6	77.8	-0.8	36.3	37.6	1.3	42.3	40.2	-2.1
45～49歳	79.5	79.2	-0.3	33.9	35.2	1.3	45.6	44.0	-1.6
50～54歳	78.5	78.1	-0.4	32.8	33.0	0.1	45.7	45.1	-0.5
55～59歳	73.2	72.8	-0.4	28.8	29.0	0.1	44.4	43.8	-0.5

(注) 自営業者に正規・非正規の別はないが、雇用者に占める正規雇用者・非正規雇用者の比率で就業者を正規・非正規のいずれかに按分している。

(出所) 総務省「労働力調査」をもとに大和総研作成

25～29歳では正規の増加分が非正規の減少分を上回って就業率は上昇し、30～34歳では正規の増加分と非正規の減少分がほぼ均衡しており、新型コロナウイルスの感染拡大の若年女性の

就業への影響は比較的小さかったものと考えられる。

他方、35～59歳においては、非正規の減少分が正規の増加分を上回り0.3%pt～0.8%ptの就業率低下となった。最も就業率の低下幅が大きかったのは40～44歳であり、これは元々の非正規雇用比率の水準が高く雇用が守られにくかったという企業側の要因と、この年齢では幼い子どもが家庭にいることが多く学校等の休校の影響を受け働きにくかったという労働者側の要因⁶の両面があるものと推測される。

3. ケース別の実質可処分所得の変動要因

ケース①20代单身男性・ケース②20代单身女性

ケース①20代单身男性・ケース②20代单身女性の実質可処分所得の試算結果は、図表12・図表13に示される。

実質可処分所得を減少させる要因は、主に、社会保険料の増加、消費税率の引き上げ、(消費税以外の要因での)物価上昇の3点である。ケース①・ケース②ともに、2012年から2014年にかけてはこれら3点の負担増加により実質可処分所得が減少傾向にあったが、2015年から2019年にかけては名目賃金の増加ペースがこれら3点の負担増加ペースを上回り、実質可処分所得が増加傾向にあった。

2019年から2020年にかけては消費税率10%の通年化が実質可処分所得の減少要因となっているがその分は税抜き物価下落により打ち消されている(2ページ参照)。2019年から2020年にかけては、名目賃金の減少分と特別定額給付金(10万円)⁷の大小関係により実質可処分所得の増減が決まり⁸、①の20代男性では減少、ケース②の20代女性では増加となった。

図表12 ケース①20代单身男性の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
実質可処分所得		281.55	280.18	277.21	279.71	282.92	284.20	284.43	285.77	283.65
指数(2012年=100)		100.0	99.5	98.5	99.3	100.5	100.9	101.0	101.5	100.7
2012年比の差額			-1.37	-4.34	-1.84	1.37	2.65	2.89	4.22	2.10
差額内訳	名目賃金の変動		0.58	7.00	14.13	18.65	22.78	27.06	31.12	16.54
	社会保険料の変動		-0.78	-2.31	-3.97	-4.97	-5.71	-6.41	-7.00	-4.89
	消費税率引き上げ		0.00	-4.64	-6.29	-6.36	-6.42	-6.49	-7.21	-10.06
	物価変動(消費税除く)		-1.17	-4.29	-5.21	-4.96	-6.56	-9.44	-10.46	-7.47
	その他		0.00	-0.10	-0.50	-0.98	-1.44	-1.84	-2.23	7.99

(出所)大和総研推計

⁶ 「40～44歳」より下の「35～39歳」の方がより若い年齢の子がいることが多く休校等の影響をより受けやすかったものとも考えられるが、「35～39歳」では非正規雇用での就業率が低かった(正規雇用での就業率が高かった)ため、相対的に雇用が守られていた可能性が考えられる。

⁷ 図表12～16の「差額内訳」の「その他」に特別定額給付金(および児童手当の臨時加算)が含まれる。

⁸ より正確に述べると、名目賃金が減少した分、所得税・住民税・社会保険料は減少するため、これらを差し引いた「手取りの名目賃金」の減少分と10万円の大小関係により、実質可処分所得の増減が決まった。

図表13 ケース②20代単身女性の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
実質可処分所得		248.44	245.20	242.66	244.60	247.64	247.98	251.80	252.72	257.20
指数(2012年=100)		100.0	98.7	97.7	98.5	99.7	99.8	101.4	101.7	103.5
2012年比の差額			-3.24	-5.77	-3.83	-0.80	-0.46	3.36	4.29	8.77
差額内訳	名目賃金の変動		-1.95	3.61	9.46	13.61	16.15	24.39	27.72	21.75
	社会保険料の変動		-0.35	-1.66	-3.06	-3.96	-4.45	-5.71	-6.19	-5.33
	消費税率引き上げ		0.00	-4.06	-5.50	-5.56	-5.60	-5.74	-6.37	-9.12
	物価変動(消費税除く)		-1.02	-3.75	-4.56	-4.34	-5.72	-8.35	-9.25	-6.78
	その他		0.09	0.09	-0.17	-0.54	-0.84	-1.22	-1.62	8.24

(出所)大和総研推計

ケース③30代4人世帯

ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、図表14に示される。

図表14 ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
実質可処分所得		560.91	552.38	550.49	555.04	567.56	569.57	574.81	583.62	625.96
指数(2012年=100)		100.0	98.5	98.1	99.0	101.2	101.5	102.5	104.0	111.6
2012年比の差額			-8.53	-10.42	-5.87	6.65	8.66	13.90	22.71	65.05
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		-7.26	2.39	13.36	21.82	24.55	29.90	34.40	15.43
	名目賃金の増加(妻分)		4.67	10.28	15.12	24.99	30.67	39.16	45.08	51.27
	幼児教育無償化								4.25	17.28
	社会保険料の変動		-0.13	-3.26	-6.33	-9.13	-9.68	-11.10	-11.90	-9.04
	消費税率引き上げ		0.00	-9.20	-12.48	-12.75	-12.86	-13.11	-14.72	-22.20
	物価上昇(消費税除く)		-1.73	-7.03	-9.92	-10.06	-12.49	-17.96	-20.97	-17.37
	その他		-4.07	-3.60	-5.62	-8.21	-11.52	-12.99	-13.44	29.69

(出所)大和総研推計

ケース③においても、2012年から2014年にかけては実質可処分所得が低下していたが、2015年以後は上昇トレンドに転じ、2016年には2012年時点の水準を回復した。その後も2019年までは夫婦(男女)それぞれの名目賃金の伸びにより実質可処分所得は増加トレンドを描く。

2019年10月から施行された幼児教育無償化は実質可処分所得を年あたり約17万円押し上げた⁹。これは、同時に実施された消費税率の10%への引き上げによる実質可処分所得の押し下げ分(年あたり約9万円)を上回った。

ケース③においては、2019年から2020年にかけて大幅に実質可処分所得が増加している。これは、2019年から2020年にかけて正規雇用での女性の就業率上昇により妻分の名目賃金が増加していたことと、幼児教育無償化が通年化したことにより、特別給付金(計42万円)の影響を除いてもなお実質可処分所得が増加していたためである。

⁹ 無償化される認可保育所または幼稚園の保育料(4歳の子1人分)につき、可処分所得に加算した。ケース3A(フル共働き世帯)は認可保育所、ケース3B・3C(パート共働き世帯、片働き世帯)は、幼稚園を利用してのものとした。保育料は、厚生労働省「平成27年 地域児童福祉事業等調査の概況」および総務省「小売物価統計調査年報 平成30年」による全国平均値を用いた。

30代は賃上げの恩恵による名目賃金の上昇、女性の正規雇用での就業継続によって世帯所得が大きく伸び、幼児教育無償化による負担軽減の恩恵を受けやすい年代であり、第2次以降の安倍政権・菅政権で顕著に暮らし向きが改善したものといえる。

ケース④40代4人世帯

ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、次の図表15に示される。

図表15 ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
実質可処分所得	654.98	635.35	628.68	635.17	638.12	632.85	637.05	636.63	668.21	
指数(2012年=100)	100.0	97.0	96.0	97.0	97.4	96.6	97.3	97.2	102.0	
2012年比の差額		-19.63	-26.31	-19.81	-16.86	-22.13	-17.93	-18.35	13.22	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		-13.06	-5.85	5.29	5.83	-1.23	3.86	2.01	-14.82
	名目賃金の増加(妻分)		-2.42	2.46	10.38	16.15	22.32	29.47	35.81	41.70
	社会保険料		0.18	-3.71	-7.43	-8.94	-8.34	-9.68	-10.08	-7.79
	消費税		0.00	-10.51	-14.28	-14.33	-14.29	-14.53	-16.05	-23.70
	物価上昇(消費税除く)		-2.65	-9.72	-11.84	-11.19	-14.60	-21.13	-23.30	-17.60
	その他		-1.68	1.03	-1.93	-4.37	-5.99	-5.92	-6.74	35.44

(出所)大和総研推計

ケース④においては、コロナ禍前の2019年時点においても実質可処分所得が2012年時の水準に達しなかった。

その要因としては、40代の男性(夫)の賃金が伸び悩んでいることが挙げられる。ケース③とケース⑤では2012年から2019年にかけての名目賃金の増加が30~40万円程度あるのに対し、ケース④では2.01万円に留まっている。

他方、40代の女性(妻)の平均年収は就業率の上昇および正社員比率の上昇も相まって伸びており、妻分の平均年収の増加がケース④の実質可処分所得を下支えしている。

2019年から2020年にかけては特別給付金(計42万円)の影響が大きいため、実質可処分所得が上昇し、2020年は2012年を上回る水準になっているが、これは一時的なものであろう。コロナ禍前からのトレンドとなっている40代の実質可処分所得の伸び悩みをどう克服するかが課題となる。

ケース⑤50代4人世帯

ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、次の図表16に示される。

図表16 ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
実質可処分所得		653.00	643.19	645.45	654.90	658.77	658.79	665.26	664.36	692.74
指数(2012年=100)		100.0	98.5	98.8	100.3	100.9	100.9	101.9	101.7	106.1
2012年比の差額			-9.81	-7.55	1.90	5.77	5.79	12.27	11.36	39.75
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		-8.02	12.80	28.30	27.86	30.53	41.63	42.98	26.44
	名目賃金の増加(妻分)		2.32	9.67	16.19	24.02	28.01	32.91	36.67	40.31
	社会保険料		-0.78	-6.58	-10.58	-12.03	-13.25	-15.56	-16.61	-14.54
	消費税		0.00	-10.79	-14.73	-14.80	-14.88	-15.17	-16.75	-24.57
	物価上昇(消費税除く)		-2.69	-9.98	-12.21	-11.55	-15.20	-22.07	-24.31	-18.25
	その他		-0.65	-2.66	-5.07	-7.74	-9.42	-9.47	-10.60	30.36

(出所)大和総研推計

ケース⑤における実質可処分所得は2012年から2019年にかけて、2012年比で±2%のレンジ内に収まっており、ほぼ横ばいで推移してきた。ケース⑤では、2012年から2019年にかけて夫婦(男女)それぞれで約40万円ずつの名目賃金の上昇があったため、これらで消費税増税などの負担増をほぼ埋め合わせることができた。

2019年から2020年にかけては、名目賃金の減少分より特別定額給付金(40万円)の方が大きいため、影響により実質可処分所得が上昇している。

おわりに～第2次以降の安倍・菅政権下の家計の振り返り

第2次以降の安倍政権下では2度の消費税率引き上げを実施したが、本レポートの推計ではコロナ禍前の2019年の時点において、実質可処分所得は、5つのモデル世帯のうち4つで2012年を上回っていた。一方、「40代4人世帯」では男性の賃金上昇が鈍く、実質可処分所得は減少していた(7年間で2.8%減)。

コロナ禍の2020年において、女性の非正規雇用者は減少したが、女性の正規雇用者増加のトレンドは維持された。また、2020年においてフルタイム雇用者では男性と比べて残業時間の減少幅が小さく、残業代要因による男女の賃金の差は詰まった。

2020年時点の実質可処分所得は特別定額給付金を含めば、5つのモデル世帯の全てで2012年を上回り、特別定額給付金を除いても、3つのモデル世帯で2012年と同等以上を確保している。

特別定額給付金を除くと、2020年時点においては、夫婦世帯の2012年からの8年間累積の実質可処分所得の増加要因のうち多くは女性の名目賃金の上昇で説明される。第2次以降の安倍政権・菅政権下で一貫して行われてきた「女性活躍推進」による家計の所得向上効果は大きかったものといえよう。特に、30代では男女の名目賃金上昇に重ねて、幼児教育無償化の恩恵も受けたため、実質可処分所得が大きく上昇している。

他方、40代の実質可処分所得の伸び悩みはコロナ禍前からのトレンドとなっている点には留意が必要である。

(補論) 前回試算からの変更点

試算方法の変更①：賃金構造基本統計調査の改訂に伴う遡及修正

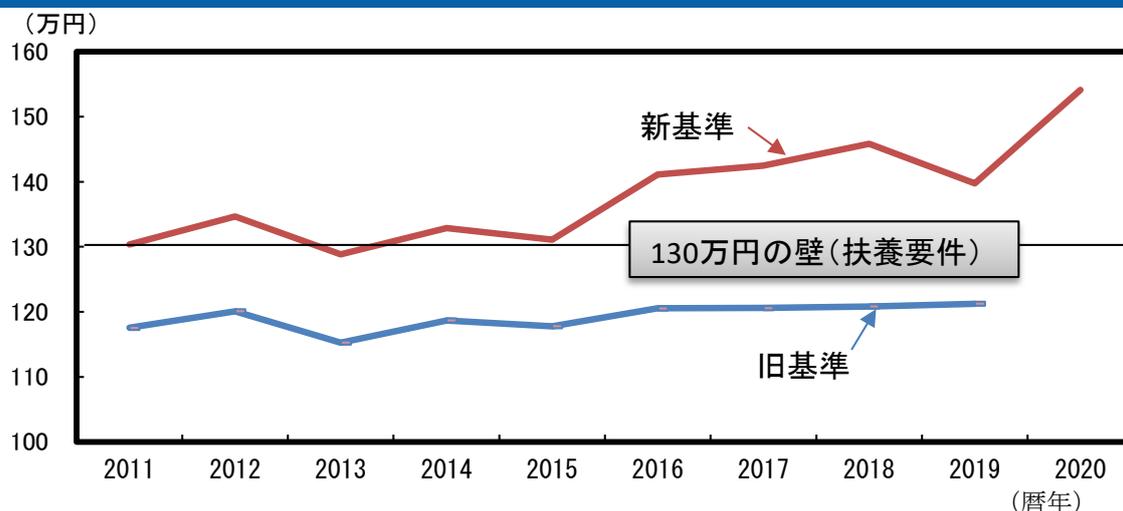
賃金構造基本統計調査では、2020年に短時間労働者の賃金の集計方法が大きく改訂された。具体的には、これまでは、医師、教員等の一部の職種に該当する短時間労働者で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超える者を除外して集計されていたものの、短時間労働者の全体像を把握するという観点から、職種や賃金による除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象とすることとなった¹⁰。この改訂により、短時間労働者の1時間当たりの賃金水準が大幅に上方修正されており、単純比較ではデータの連続性が失われてしまう。

このため、本レポートの試算では(女性)短時間労働者の賃金水準について、同一の基準で時系列比較するため、2011年～2019年の過去分について原数値を用いず「令和2年調査と同じ推計方法を用いた過去分の集計」を用いた。

また、賃金構造統計調査で賃金の集計対象とする「短時間労働者」の範囲が広げられたことに伴い、前回レポートではパートタイムを「短時間労働者かつ非正規雇用者」とし、収入に賞与を含めていなかったが、今回のレポートでは正規雇用者も含め、かつ収入に賞与も含める変更を2011年～2019年の過去分も含め行った。

代表例として、30～34歳女性・短時間労働者の平均年収の推移を補論図表1に示す。

補論図表1 30～34歳女性・短時間労働者の平均年収の推移



(注) 旧基準は一定の職種の時給3000円超の者を含まず、非正規雇用者に限り、賞与を含まない。新基準は職種・時給の限定はなく、非正規雇用者に限らず、賞与を含む。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

¹⁰ 賃金構造基本統計調査の2020年の改訂では、このほか、復元倍率算出方法の見直しも行われている。

試算方法の変更②：社会保険に加入する短時間労働者の考慮

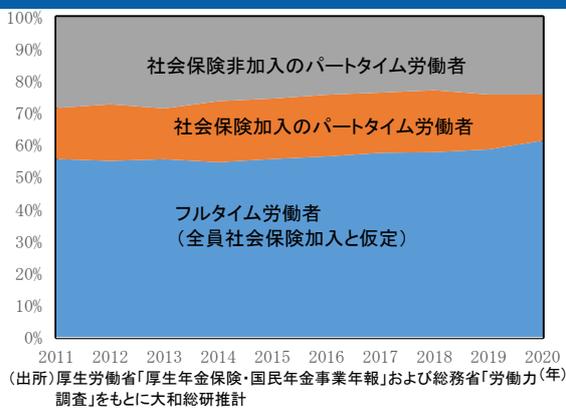
前回レポートに用いた旧基準では女性短時間労働者の平均年収は全ての年・全ての年齢階級で130万円（扶養要件の年収）を下回っていたため、女性短時間労働者は一律に社会保険に加入していないものとして税・社会保険料を推定していた。

しかし、前述の新基準の下では、年や年齢階級によっては短時間労働者の平均年収が130万円を上回る（補論図表1参照）。新基準の方がより短時間労働者の平均年収の推移を反映したものと考えられることから、家計の実質可処分所得をより正確に推計するため、本レポートでは新基準の平均年収に基づき短時間労働者の社会保険料の推計も行った。

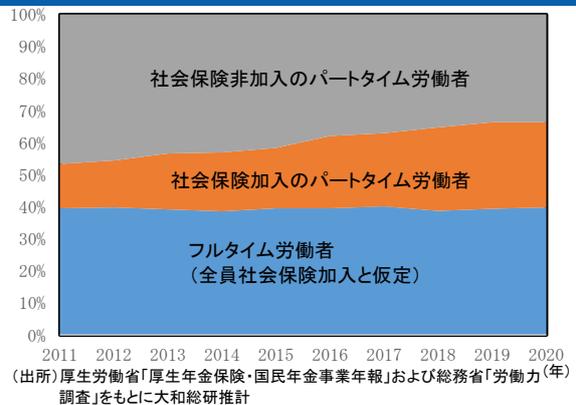
具体的には、各年における年齢階級別の社会保険加入者数をもとに、フルタイムは全員が社会保険に加入しているとみなし、社会保険加入者数とフルタイム労働者数の差分を社会保険に加入するパートタイムとして推計した。雇用者の社会保険加入率の変化は年齢階級により異なり、若年層では主にフルタイム労働者の増加によって社会保険加入率が上昇した一方、年齢が高くなるほど主に「社会保険に加入するパートタイム労働者」の増加によって社会保険加入率が上昇している。

代表例として、30～34歳と55～59歳の雇用者の社会保険加入率の変化を補論図表2・補論図表3に示す。

補論図表2 雇用者に占める社会保険加入率(30～34歳女性)の推移



補論図表3 雇用者に占める社会保険加入率(55～59歳女性)の推移



(参考) 推計結果表

ケース	年齢	世帯構成	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
①	20代	単身男性	281.55	280.18	277.21	279.71	282.92	284.20	284.43	285.77	283.65
②		単身女性	248.44	245.20	242.66	244.60	247.64	247.98	251.80	252.72	257.20
③	30代	4人世帯	560.91	552.38	550.49	555.04	567.56	569.57	574.81	583.62	625.96
3A		フル共働き4人世帯	713.73	700.88	696.09	699.83	711.34	705.43	704.74	714.19	755.38
3B		パート共働き4人世帯	544.73	530.58	527.39	526.95	538.19	536.21	540.33	541.94	587.27
3C		片働き4人世帯	427.90	416.33	414.22	416.88	422.18	421.25	420.74	423.78	455.73
④	40代	4人世帯	654.98	635.35	628.68	635.17	638.12	632.85	637.05	636.63	668.21
4A		フル共働き4人世帯	820.59	800.13	793.52	800.48	800.91	787.91	787.35	786.29	808.05
4B		パート共働き4人世帯	630.63	607.39	599.85	602.64	602.17	594.19	596.94	591.04	628.99
4C		片働き4人世帯	516.34	499.96	493.16	495.39	494.81	486.25	485.57	481.25	508.16
⑤	50代	4人世帯	653.00	643.19	645.45	654.90	658.77	658.79	665.26	664.36	692.74
5A		フル共働き4人世帯	818.71	809.74	811.40	821.64	824.87	820.71	825.98	824.51	846.55
5B		パート共働き4人世帯	642.93	628.64	627.03	633.84	633.38	630.77	637.36	631.66	666.68
5C		片働き4人世帯	528.16	517.11	517.86	523.64	522.31	520.67	523.66	520.89	545.97

(出所)大和総研推計

ケース	年齢	世帯構成	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
①	20代	単身男性	100.0	99.5	98.5	99.3	100.5	100.9	101.0	101.5	100.7
②		単身女性	100.0	98.7	97.7	98.5	99.7	99.8	101.4	101.7	103.5
③	30代	4人世帯	100.0	98.5	98.1	99.0	101.2	101.5	102.5	104.0	111.6
3A		フル共働き4人世帯	100.0	98.2	97.5	98.1	99.7	98.8	98.7	100.1	105.8
3B		パート共働き4人世帯	100.0	97.4	96.8	96.7	98.8	98.4	99.2	99.5	107.8
3C		片働き4人世帯	100.0	97.3	96.8	97.4	98.7	98.4	98.3	99.0	106.5
④	40代	4人世帯	100.0	97.0	96.0	97.0	97.4	96.6	97.3	97.2	102.0
4A		フル共働き4人世帯	100.0	97.5	96.7	97.5	97.6	96.0	95.9	95.8	98.5
4B		パート共働き4人世帯	100.0	96.3	95.1	95.6	95.5	94.2	94.7	93.7	99.7
4C		片働き4人世帯	100.0	96.8	95.5	95.9	95.8	94.2	94.0	93.2	98.4
⑤	50代	4人世帯	100.0	98.5	98.8	100.3	100.9	100.9	101.9	101.7	106.1
5A		フル共働き4人世帯	100.0	98.9	99.1	100.4	100.8	100.2	100.9	100.7	103.4
5B		パート共働き4人世帯	100.0	97.8	97.5	98.6	98.5	98.1	99.1	98.2	103.7
5C		片働き4人世帯	100.0	97.9	98.0	99.1	98.9	98.6	99.1	98.6	103.4

(出所)大和総研推計

【以上】